

研修会 B コースに参加して

岡田 昭二

第10回埼玉大会以来、7年ぶりの参加である。昨年からはまった研修会では、自身の日常業務（古文書の調査及び受入れ）との関係からBコース（近世史料と公文書の整理）を受講した。講師は安藤正人（国立史料館）と青山英幸（北海道立文書館）の両氏、参加者は約40名位であった。以下、両氏の講義内容と関連討議について簡単に紹介し、若干の感想を記することにする。

安藤氏の講義は、史料の保存・整理の基本理念と目標、整理の原則と方法を柱とした内容であった。人類共有の文化遺産である記録史料を誰もが自由に、科学的に、永続的に活用できるようにすることを最終目標に据え、史料の立場に立った整理を段階的に進めていくことが史料の保存・整理の基本であるとし、史料館が近年行った調査事例をスライド等を使って具体的に解説された。その中で、史料の保存状態や調査過程を記録に残す必要性を強く訴えられた点は、大変興味深く拝聴したが、反面すでに時機を逸してしまっている感も否めない。

一方、青山氏の講義は、主に明治期以降の府県庁文書を対象として、その整理と目録作成の変遷、文書の編綴を通して見た基本構造、公文書目録のあり方に関する内容であった。そして

北海道や他県の簿冊目録や件名目録の編成を比較・検討する中で、公文書の基本構造は“課”を単位とする組織別文書群が“係”を単位とした幾つかの職務別主題別文書群を包括する形で保存されてきたと規定し、文書館等における目録作成の第一歩は、この組織別文書群の構成を明らかにするものでなければならないことを提唱された。

講義のあと質疑が行われ、具体的な整理方法や基本台帳の作成、文書群としての閲覧のあり方、調査記録の意義や効果などが話題になった。特に、従来行われてきた史料調査が研究者や利用者サイドの整理であって、史料本来の原秩序や原形を無視したものであった点を我々は十分認識し自戒しなければならない。そして、この文化遺産を後世へ正確に伝えるためには、史料の調査から受入れ、整理、保存の過程を可能な限り客観的に記録にとどめておく必要性を改めて痛感した。ただ、その具体的な記録方法や事項については、歴史研究者や各自治体史編纂関係者を含めて今後さらに議論を深め、共通のマニュアルを作成しなければならないであろう。

(群馬県立文書館)